

交通安全情報

～あおり運転は犯罪～



令和元年8月1日
帯広警察署
交通第一課
企画係

あおり運転に注意!

夏休みシーズンになり行楽や実家帰省等、自動車を運転する機会が増え、悪質・危険な運転いわゆる『あおり運転』による交通事故や交通トラブルなどの通報が多数寄せられています。

『あおり運転』は、犯罪行為として取締り対象となりますので、交通事故や交通トラブルなどを防ぐためにも、絶対にやめましょう！

あおり運転とは

- ① 異常に接近して追い立てる行為
(車間距離不保持)
- ② 不必要な急ブレーキをかける行為
(急ブレーキ禁止行為)
- ③ 急に割り込む行為
(進路変更禁止違反)
- ④ 左側から追い越す行為
(追越し違反)
- ⑤ クラクションやハイビームで威嚇する行為
(警音器使用制限違反、減光等義務違反)



『あおり運転』は、妨害の目的で、

- 前方の車に激しく接近し、もっと速く走るよう挑発
- 危険防止を理由としない、不必要的急ブレーキなどを行う、とても危険な運転です。

【ゆずり合い・思いやりの気持ちで、ゆとりのある運転を…】

事故が起きてからでは遅いですよ

- 自分が交通事故の加害者や被害者とならないよう
- 家族や友人に悲しい思いをさせないよう

日頃から安全運転に心掛けて運転しましょう!!



ドライブレコーダーは『あおり運転』の防止に有効ですよ！

十勝路はスピードよりも思いやり